

日水連発 2008-009 号
令和 2 年 5 月 22 日

加盟団体
競技委員長 殿
情報システム委員長 殿

公益財団法人 日本水泳連盟
競技委員長 鈴木 浩二
情報システム委員長 濱崎 泰造

団体・競技者登録料について

日頃より、本連盟の諸事業に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各地で競技会が開催できず中止や延期となっております。

その競技会の基盤となる「競技者登録」については、例年であれば 5 月末までを「基本登録」の手続き期間、その登録料については 7 月末までに本連盟に振込むこととなっておりますが、スポーツ活動再開も見込めない状況にありますので、今年度の『団体登録・競技者登録』については、下記の通り、手続き期間を変更し対応いたします。

また、競技者登録制度の登録料の納入につきましても、混乱なきよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

■登録団体（クラブ・学校）⇔加盟団体（都道府県水泳連盟）

- 2020 年度の『団体登録+競技者登録』は、Web-SWMSYS を使用して 4 月から行う。
※5 月の時点で、すでに登録手続きを行った団体で、競技会中止に伴う今年度の登録を中止（取り消し・キャンセル）を希望する団体については、加盟団体の情報システム担当者権限の下、Web-SWMSYS データを削除することを認める。（登録料の返金は加盟団体内で行う）
- 初回『基本登録』は、スポーツ活動再開後、速やかに行う。
- 登録料については、速やかに加盟団体指定の口座に振込む。
- ※「追加登録」は、随時受付ける。

■加盟団体⇔日本水泳連盟

- 2020 年度『基本登録』は、スポーツ活動再開後、競技会エントリー前に完了するようにご指導ください。登録がないまま競技会に出場することはできません。
- 登録料については、スポーツ活動再開後に取りまとめの上、本連盟の指定口座に振込む。

※本連盟に入金された登録料は返金できませんので、ご注意ください。

※年度内最終の登録手続きは、これまで同様に翌年 2 月末まで、登録料の振込は、3 月末までの入金をお願いします。（当該年度内に登録者数と登録料が一致するようにご協力ください。）

以 上